

# 「問題」としての核家族

## — 白書にみる少年非行の原因論 —

広井 多鶴子

実践女子大学人間社会学部

### はじめに

戦後、核家族化が進行したことによって、家庭の教育機能が低下し、子どもの発達・成長に問題が生じているといったことが、繰り返し言われている。

たとえば、2000年の「生涯学習審議会」の答申「家庭の教育力の充実等のための社会教育行政の体制整備について」は、「近年、核家族化、少子化、都市化、産業構造の変化など、家庭をめぐる状況の急速な変化により、親の過保護・過干渉や無責任な放任、育児不安の広がりやしつけへの自信喪失など、様々な問題が生じている」と述べる。文部科学省の「今後の家庭教育支援の充実についての懇談会」の報告「『社会の宝』として子どもを育てよう」（2002年）も、「最近、児童虐待の増加や校内暴力、不登校といった子どもの問題行動が深刻化しています。こうした問題の背景として、近年の都市化、核家族化、少子化、地域における地縁的なつながりの希薄化等により、親の間に、子育ての負担感や子どもの教育の仕方がわからないといった育児に関する悩みなどが広がっていることが指摘されています」と言う。まるで近年、一貫して核家族化が進んでおり、それがあらゆる教育問題・青少年問題の原因であるかのようである。

だが、はたして核家族化が、家庭の教育機能を低下させたと言えるのだろうか。家庭の教育機能の低下が問題にされるとき、必ずといっていいほど指摘されるのが「過保護」や「過干渉」「甘やかし」である。過保護や甘やかしこそ、核家族時代の親の養育態度の典型と見なされてきた。しかし、こうした親の養育態度が、様々な教育問題や少年問題の原因と言えるのだろうか。ここでは、少年非行・犯罪の原因（より正確に言えば背景・要因）論から考えてみたい。

あらかじめ断っておくと、本稿の目的は、非行の原因や背景を明らかにすることではない。非行の原因論の中で、いつ、どのように核家族化が問題とされたのかについて考察することが本稿の目的である。分析の材料としては、主に『厚生白書』と『犯罪白書』『警察白書』を取り上げる<sup>(1)</sup>。白書を取り上げるのは、戦後の主要な論調の変化を継続的に見ることができるからである。白書は単なる行政文書ではない。当時の世論や研究動向を反映し、かつ、世論や研究に大きな影響を与えてきたのである。

## 1 核家族の登場－1960年代

### (1) 核家族率

白書の分析に入る前に、核家族率について見ておこう。実は、18歳未満の子どもの育つ家庭について見てみれば、戦後一貫して核家族化が進行したとはとても言えない。このことは、別のことろに書いたが（「核家族化は『家庭の教育機能』を低下させたか」『クオータリー生活福祉研究』57号、明治安田生命生活福祉研究所、2006年）、ここでも、2004（平成16）年版『少子化社会白書』に載っている核家族率の数値を確認しておきたい。同白書によれば、18歳未満のいる世帯の核家族率と3世代同居世帯の割合は、以下の通りである。

資料1 18歳未満のいる世帯の核家族率と3世代同居世帯の割合

	核家族	夫婦と子ども	3世代家族
1975年	69.9%	65.8%	27.8%
1980年	71.1%	66.5%	27.0%
1985年	70.5%	65.0%	27.2%
1990年	70.7%	64.8%	26.8%
1995年	71.1%	65.3%	26.1%
2000年	74.5%	66.8%	23.1%

船橋恵子によれば、1955（昭和30）年には18歳未満の子どもの約59%が核家族世帯に、そして、41%が3世代家族に暮らしていたとされる。すると、1955年から75年の20年間に、核家族率は10%ほど増加したことになるが、その増加率は、平均すれば、年0.5%の微増にすぎない。そして、それ以後1995年まで、核家族率は全くといっていいほど変化しないのである。船橋は、「高度経済成長期に若干の核家族化傾向は見られたものの、子どもを育てる暮らしの単位としては大きな変化はない」として、「昔は祖父母がいて健全な子育てだったのに、今は核家族になつたので子育てがうまく行かなくなつた、という認識は間違っている」と指摘している（「変貌する家族と子育て」『岩波講座現代の教育7 ゆらぐ家族と地域』1998年、29-30頁）<sup>(2)</sup>。その通りだと思う。にもかかわらず、核家族化はいつから、なぜ問題にされるようになったのか。厚生白書の記述から見ていく。

### (2) 厚生白書

「核家族」（Nuclear Family）という語は、そもそもは、G.P.マードックが『社会構造』（G.P.Murdock, Social Structure, 1949）という著書で本格的に使い始めたものだと言われている（翻訳は1978年、新泉社）。松原治郎によれば、『現代の家族』（日経新書、1964年）の中で、松原が恐る恐る使つた「核家族」という語は、その5年後には「完全に日常用語になってしまった」という（『核家

族時代』NHK ブックス、1969年、4頁）。

1960年代半ばに核家族という語が一般に広まる中で、白書でも家族形態の変化が問題にされ、核家族という語が使われるようになる。1963（昭和38）年版厚生白書は、核家族という語は用いていないものの、「戦後の家庭は戸主中心から夫婦中心に、大家族制から小家族制へと大きく転換している」と、家族の形態を取り上げている。そして、「家庭養育において戦前経験した権威服従の姿勢がくずされ、いわば無準備のままに愛情と、理解に基づく近代的養育方式に対応させられたために、今日では親が養育において過度的段階としての一種の混迷状態にあるといえる」と述べる〔第11・3(5)〕。「大家族制から小家族制」への転換によって、子の養育は「過度的段階としての一種の混迷状態にある」というのである。

子どもの養育に関わって、厚生白書に「核家族化」がはじめて登場するのは、翌1964（昭和39）年版である。1964年版白書は、「家族の分化・核家族化の進行に伴う問題点」として、「若い、生活経験の乏しい家族」「家族の分化によって生ずる老人家族、母子家族その他のハンディキャップをもつ家族」、「共かせぎ」による「かぎっ子」の増加などを挙げている〔第1部4章2節〕。核家族化にともなって、子どもの養育に問題が生じているという認識が、厚生白書にはじめて登場したのである。しかしながら、1964年版白書は、核家族化そのものが子どもの養育にとって問題だとは捉えていない。「若い、生活経験の乏しい家族」については、それを非難するような記述はなく、若い家族に対する「サービス体制」の整備を指摘しているだけである〔第1部4章2節〕。

1969（昭和44）年版は、「児童の養育機能の不安定」について、次のように書いているが、ここでも問題は戦後の親の「自信」のなさであって、核家族化そのものではない。

家族制度が維持されていた戦前においては、父親は家の長としての威儀を持って家族に臨んでいた。戦後、家族制度の崩壊、被用者世帯の増大、父親の座の低下というような一連の社会情勢の変化が続いて、わが国は、家庭の中で母親が漸次児童養育の中心的役割を果たすようになった。このような傾向は、母親の就労の機会の増加や病気などによって、養育に欠ける児童の増加をもたらすなど家庭における児童の養育機能の不安定を招いている。また、養育方針についても、戦前にあつた国家中心、家中心という精神的支柱はなくなり、家庭の両親はそれにかわるべき確たる自信のないままに児童を養育していった。〔総論第2節1(2)〕

このように厚生白書は、1960年代半ばから、核家族化と「児童の養育機能の不安定」を問題視するようになった。だが、以下の点で、後に見る1970年代半ば以降の白書とは異なっている。

- ① 戦前の家族についてとくに肯定的な評価をしておらず、戦後の父親の座の低下や母親中心の育児についても、否定的な書き方にはなっていない。
- ② 養育機能の不安定は、核家族化そのものに原因があるという見方ではなく、母親の病気や就労による「養育に欠ける」児童の増加に限定されている。
- ③ 養育方針やしつけについても、核家族化自体ではなく、戦前のやり方に代る新たな養育方針が形成されていないことに問題があると見ている。

つまり、1960年代の厚生白書では、「母親の就労」や病気による「養育に欠ける児童の増加」

や「欠損家庭」など、核家族の「脆弱性」とされるものは挙げられていたが、核家族化そのものは問題とされていなかった。「児童の養育機能の不安定」も指摘されているが、それは家族制度の崩壊にともなう「過度的段階」としての「混迷状態」として捉えられていたのである。

それは、この当時の厚生白書が、核家族化を近代化にともなう時代の趨勢として捉えていたからだろう。1964年版は、「核家族化の傾向は、欧米近代家族特に都市家族の基本的な特徴であるといわれる。わが国においても、最近このような核家族の増加が大きい」と捉え〔第1部第4章第2節〕、1969（昭和44）年版も、核家族化は「経済社会の近代化の結果として起こる現象」と書いている〔総論第2節1(1)〕。

### (3) 核家族と3世代家

この当時、子どもの養育問題を「過渡期」の問題として捉えていたのは、厚生白書だけではない。1970年代はじめまでは、研究者の間でもそうした認識が持たれていた。

青井和夫は「現在のわが国の親子関係の混乱は、具体的には親にも子にもそれぞれいたらない点はあるけれども、結局のところ直系家族（中略）から夫婦家族（中略）への転換期の産物であるように思われる」と述べている（「現代日本の親子関係」『東京大学公開講座親と子』東大出版会、1973年、23頁）。松原治郎も、今の「数々の教育問題は、糸をたぐっていくと、戦後の社会変動・価値体系の動搖、とくに家族の上に生じた変化のなかで、核家族化の過渡期がもたらした混乱に起因しているところが大きい」と言う（前掲『核家族時代』77頁）。松原は、下記に見るように、核家族は人類の「普遍的存在」であり、したがって、核家族化は、家族集団としての「純化」であると捉えている<sup>(3)</sup>。

もともと核家族という表現は、（中略）つねに“核”としての集団的存在意味とその働きをもっていたし、今後ももつであろうという、核家族の普遍的存在論を前提にして使われていたものである。それが現代においては、大きな家族様式のなかに包摂されているのではなく、また制度や慣習によって押しつぶされることなく、そのままの形で、より純粹に人間集団としてたちあらわれるようになったということなのである。つまり、“核家族”化の現象は、家族の分裂、解体化でもなければ、無力化でもなく、（中略）、むしろ、家族集団としての“純化”ともいるべき方向なのだ、といったほうがピッタリしている。（傍点：松原。『核家族時代』27頁）

一方、3世代家族は、戦後、かなり否定的に捉えられていきた。辻正三は、「今までのところ、わが国ではなお相当数の幼児が、主として祖母によって養育されている。いわゆる『おばあさん子』の心理的行動的な特徴としては、『甘ったれで泣き虫で、気に入らないことがあると、すぐおばあさんに泣きついていく』ことがよく問題にされる」と述べているが、辻自信の見方も、「祖父母の世代が同居する家庭では、どうしても人間関係が複雑になりやすく、それが子供の人格形成にも、好ましくない影響を及ぼす可能性が増大する」というものだった（「兄弟（姉妹）関係・一人子・養子その他」津留宏他編『親子関係』福村出版、1954年、193、200頁）<sup>(4)</sup>。

「登校拒否」に関して、先駆的な研究を行った佐藤修策も、同様の見方をしている。佐藤は、

登校拒否の原因として、母親の過保護や「養育意識の過剰」と父親の不在を問題にしているのだが、祖母もまた、こうした「過保護的養育態度」を担う者として登場する。佐藤は、とくに祖母が母の実母である場合、「祖母と子どもとの結びつきにおいて障害が大きく治療がむずかしい」と言う（『登校拒否児』国土社、1968年、79-80頁）。登校拒否・不登校は、核家族化が背景にあると見なされてきたが、核家族化が言われるようになった1960年代に、3世代家族において登校拒否が少くないと捉えられていたのは興味深い。

ともあれ、1960年代半ば以降、核家族という言葉が日常用語となり、それとともに、核家族化と子どもの養育問題とが結びつけられるようになった。しかし、核家族率がわずかずつ上昇していた1960年代においては、核家族は普遍的で近代的な家族の形態として捉えられていたがゆえに、現実の子どもの養育問題は核家族化そのものにあるとは考えられていなかった。問題は、核家族化ではなく、戦後の価値観の変化や核家族化にともなう「過渡期」の混乱だったのである。

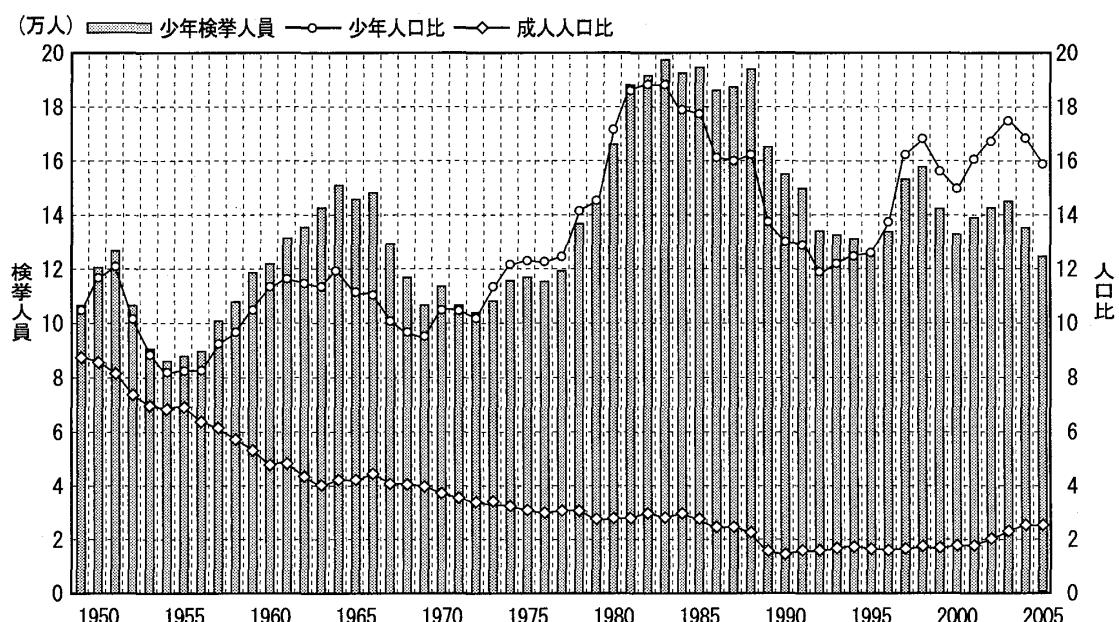
## 2 1960年代の少年犯罪

### (1) 戦後の少年犯罪統計

資料2のグラフは少年刑法犯検挙人員と人口比である（少年刑法犯とは、14歳以上20歳未満で、刑法犯で警察に検挙された者）。周知のように、この統計に基づいて、少年犯罪は次の3つの時期に分けられてきた。

- ① 1951（昭和26）年をピークとする第1の増大期
- ② 1964（昭和39）年をピークとする第2の増大期
- ③ 1983（昭和58）年をピークとする第3の増大期

資料2 刑法犯少年の検挙人員、人口比の推移（2006年版警察白書）



注：人口比とは、同年齢層の人口1,000人当たりの検挙人員をいう。

第1の増大期は、敗戦による混乱、経済的貧困、親との死別による「欠損家庭」等が原因として捉えられてきた。もっとも、鮎川潤は、この当時も、生活の困窮からとは言えない「遊び」感覚の犯罪は、「ありふれた」ものだったと見ているが（『少年犯罪』平凡社新書、2001年）。

第2の増大期は、後述するように、「貧困家庭」の子の犯罪の減少と「中流家庭」の子の犯罪の増加、「欠損家庭」の子の犯罪の減少と「両親そろった家庭」の子の犯罪の増加、そして、「遊び」感覚の非行の増加が言われるようになった時代である。すなわち、1960年代から「普通」の家庭の子の犯罪が増加したと言われるようになり、それがしばらく後に、非行の「一般化」「普偏化」として問題にされるようになる。

そして、第3の増大期は、戦後最悪の事態としてマスコミで大きく喧伝された。刑法犯少年が増えただけではない。犯罪白書には、1978（昭和53）年版から校内暴力、1980（昭和55）年版から家庭内暴力、1985（昭和60）年版からいじめが取り上げられるようになり、犯罪の増加とともに少年の「病理」が耳目を集めた。

しかしながら、こうした警察統計を根拠にした少年犯罪の増加や凶悪化論には、有力な批判が出されている。大村英明は、第3期に増えた刑法犯少年の多くは放置自転車の乗り逃げや万引きといった軽微罪の増加であること、そして、その数値は「検挙数」であって、犯罪の発生数ではなく、警察の取り締りの強化を反映していることなどを指摘している（『新版非行の社会学』世界思想社、1989年）。徳岡秀雄も、少年犯罪の検挙数は警察などの「社会統制機関」の取り組み方が大きく反映しており、とくに1980年以降は、「フォーマル統制の網の目が一段と細かくなつた」と言う（『社会病理を考える』世界思想社、1997年）。また、鮎川潤は、少年犯罪の増加の要因として、何も「少年に帰属させる社会心理的要因を列記する必要はない」として、スーパー・マーケットという新たな小売販売方式の増加が、少年の窃盗犯の増加をもたらしたと指摘している（『新版少年非行の社会学』世界思想社、2002年、209頁）。

実際、大村や徳岡らが指摘しているように、暗数が少なく、取り締まる側の事情を反映しにくい殺人件数で見れば、少年人口10万人比で最も高いのは1951年の2.55。1960年代半ばの第2のピーク時までは、実数でも、少年人口比でもかなり多かったが、1960年代後半から急速に減っていき、1971年は0.90。以後、漸減傾向が続き、少年犯罪の検挙数が戦後最悪と言われた1983年は0.47ときわめて低い。殺人とともに凶悪犯とされる強姦、強盗、放火も同様の変化を辿る（廣田照幸『教育言説の歴史社会学』名古屋大学出版会、2001年、参照）。

そうである以上、少年犯罪は資料2が描くように、3つの山を成しながら増え続けてきたと捉えるのは早計に過ぎる。少年による凶悪犯罪が、1970年代以降、大きく減少した中で、少年犯罪の捜査・検挙に力が入れられ、そのことが軽微な少年犯罪の検挙数を増やしてきたのである。にもかかわらず、資料2のデータを元に少年犯罪が増加したとして、第2のピーク時あたりから家庭のあり方に批判が集中していくようになる。

## （2）中流家庭と両親のそろった家庭

では、白書は非行の原因・背景をどのように捉えてきたのか。第2のピークに向かう1959（昭

和 34) 年版の厚生白書では、非行の原因として「家庭環境」と「社会環境」が挙げられているが、家庭環境については具体的な分析はなく、視線はむしろ貧困や風俗などの「社会環境」に向けられていた。同白書は、「敗戦直後の無秩序と混乱」は、「秩序と安定をとりもどしてきている」が、「青少年をとりまく社会環境が必ずしも健全になっていない」ことに有力な原因があるとし、その具体例として、バー、キャバレー、麻雀、パチンコ、映画、出版物、競輪などを挙げている〔第1部 2-3(4)〕。

1960（昭和 35）年版厚生白書は、近年の特徴として「中流家庭の子女の犯罪、すなわち享楽追求のための犯罪がふえていること」をはじめて指摘した。創刊号である 1960 年版犯罪白書も、少年非行の特徴として、「上流、中流層の少年の悪化」や「都市集中」などを挙げ、「最近すなわち昭和 30 年以降のケースをみると、生活の苦闘の結果というよりも、享楽追及にあらわれる葛藤という面が多い」と述べる。中流家庭の少年の「遊び」感覚の非行が問題にされ出すのである<sup>(5)</sup>。

とはいって、1960 年版犯罪白書が少年犯罪の「一般的な原因」として列挙しているのは、余暇時間の増大、人間的結合の希薄化、消費生活の豊富化、身体的成熟、戦時と戦後の混乱期の影響、マスコミ、大人と少年の考え方の断層であり、「家庭生活の変化」はその一つにすぎない。1962（昭和 37）年版犯罪白書も、「少年犯罪の原因または背景」として、とくに重要なのは「家庭におけるしつけと環境である」と述べているが、その内容は、「戦争を境として道徳の基準やものの考え方方が大きく動搖し、価値観も変わったために、親は自信をもち、また、権威をもって子供に対することができなくなったことによるのであろう」というものであった〔第1編 4章 7〕。

第 2 のピークとなった 1964（昭和 39）年版の犯罪白書は、「中流家庭の増加」に加えて、「両親そろっている家庭の増加」をはじめて問題とした。このころから、少年犯罪の原因・背景として、家庭に関心が集まっていくように思える<sup>(6)</sup>。同白書は言う。「極貧家庭と同じように、少年犯罪発生の母胎として重くみられてきたのは、欠損家庭ないし崩壊家庭である」。「親の欠損自体が子どもの健康な発達にとって障害となるばかりでなく、欠損が家庭の病理性と密接に結びついているところから、犯罪や非行の原因として、早くから注目されてきた」。しかし、両親がそろっている少年の犯罪が増加傾向にあることから、「これらの家庭が、家庭として機能を十分に果たし、犯罪や非行の原因が家庭の外にあると即断はできない」。「最近の少年犯罪の増加傾向から、わが国における家庭内の人間関係のあり方、とくに子どもに対する父母の役割やしつけのあり方について一般的に反省してみる必要がある」〔第4編 1章 7 (2)〕。

このように、非行の検挙件数が増加した 1960 年代半ばに、「貧困家庭」「欠損家庭」「崩壊家庭」以上に、「中流家庭」や「両親のそろっている家庭」の少年犯罪が強調されるようになった。それとともに、家庭の内部の「機能」に関心が向けられるようになったが、具体的に問題とされたのは、1960 年代の厚生白書同様、「家庭内の不和と葛藤」、戦後の価値観の転換による「自信」や「権威」の喪失であり、「しつけ」の低下だったのである。

だが、速水洋はこうした白書の分析を鋭く批判する。速水によれば、貧困や欠損家庭の少年非行がこの時期に減少したのは、主にはその根拠とされる司法統計の分類が変わったからである。貧困家庭の減少は、日本社会全般が豊かになったことの反映でもあるが、貧困と非行の関連がな

くなった訳ではない。また、保護者についての統計は、かつては非行少年の親の状況を示すものではなく、雇用主などを含め、現実に少年を監護している者を捉えるためのものだった。それが、1964年に親の有無や家庭の状態を把握するためのものに変更になった。その結果、両親のそろった家庭の少年非行が増えたのであって、実際に両親のそろっている家庭の少年犯罪がこの時期に急増したわけではないというのである（「『非行の一般化』論再考」日本犯罪社会学会『犯罪社会学研究』14号、1989年）<sup>(7)</sup>。中流家庭や両親のそろっている家庭の少年非行の増加という非行の「一般化」や「普遍化」（1978年版犯罪白書）論は、親や家庭に関心を集中させるようになつた時代の認識枠組みが作り出したものと言えるだろう。

### （3）共稼ぎ家庭

それでは、白書は「中流家庭」や「両親のそろった家庭」の子の非行の増加をどう説明していたのか。親の「自信」や「権威」の喪失は、以前から言われてきたものである以上、新たな現象を説明するには充分でない。そこで、「中流家庭」や「両親揃った家庭」の問題として、1960年代後半、注目を集めようになつたのが「共稼ぎ家庭」である。共稼ぎ家庭ならば、以前から非行原因と見なされてきた「欠損家庭」の枠組みで捉えることができる。「留守家庭」や「鍵っ子」は、当時、機能上の「欠損」あるいは「疑似欠損」として捉えられていた。

犯罪白書において、非行の原因として、共稼ぎがはじめて指摘されたのは、1966（昭和41）年版である。1966年版は、「両親がそろっていても、ただそろっているというだけで、家庭が家庭としての役割を十分に果たしていない場合には、子供の健全な発達は阻害され、少年が非行化する例は、決してまれではない」と言う。だが、1966年版ではまだ及び腰で、「共稼ぎが少年の非行化について有力な原因であることをただちに断定しようとするものではない」とも書いている〔第3編1章2-2〕。

だが、翌1967（昭和42）年版からはかなり断定調になり、「共かせぎ家庭では、両親、とくに母親と少年との間の接触が少ないため、ややもすれば、少年が、家庭生活から離脱し、両親の目の届かないところで、非行などに走る危険性があるとみなければならない」と指摘している〔第3編1章2-2〕。1968年版と1969年版でも、ほぼ同様の記述が繰り返されている。

ところが、1970（昭和45）年版は、「長期の出かせぎ、夫婦の共かせぎの増加」によってもたらされる「家庭機能の障害が、家庭の病理として新しい問題を提起するに至っている」と述べているにもかかわらず、結論は全く別のものになっている。それは、共稼ぎ家庭の方がむしろ少年の犯罪率が低いというデータが明らかになったからである。1969（昭和44）年度の「厚生省全国家庭児童調査」では、児童のいる家庭の43.5%が共稼ぎなのに対し、1969（昭和44）年度の法務省特別調査では、犯罪少年のうち、共稼ぎ家庭の割合は24.8%という割合だった。この数値から、犯罪白書は、「児童のいる親の共かせぎが一般化するとともに、子女の非行化に対する配慮もまた行きわたり、場合によっては、非行化抑制的な機能ともなっていることが考えられる」という苦し紛れの記述を行っている〔第3編1章2-3〕。そして、これ以後、「共かせぎ」の問題は、何事もなかったかのように、犯罪白書から姿を消すのである。

厚生白書でも、とくに1960年代半ば以降、共稼ぎは家庭機能の障害、低下として問題にされた。1964（昭和39）年版では、共稼ぎは「児童の放任・過保護」の原因の一つとして挙げられ、1969（昭和44）年版などでは、「非行多発地域、留守家庭児童多発地域」などといったことばすら使われている〔各論10章3節1(3)〕。厚生白書1971（昭和46）年版は、次のように述べている。

留守家庭児童であるがゆえにというマイナス面の評価は、必ずしも明らかではないが、保育に占める母親の存在は、もとより何によっても代位しうるものではない。このことは、家庭から引き離されて施設で育った児童には、ときとしてホスピタリズムといわれる施設児特有の精神的な発育不全が観察されることからもうかがえる。また、児童の具体的行動よりも、児童の意識にさびしさや欲求不満が潜在化していくことが問題とされよう。（中略）この一種のあせり（育児が不十分という母親の意識：引用者）が児童に不安定な精神状況をつくりだすおそれがあるともいえる。〔総論2章1節4〕

厚生白書では、犯罪白書より遅い1970年代半ばまで、母親の就労や力ギっ子が家庭の育児機能の低下の一因として挙げられている。1971年版が言うように、ホスピタリズム論がこうした認識の前提にあったからだろう。

だが、「婦人の生活と健康」を特集した1976（昭和51）年版厚生白書では、論調が大きく変わる。「従来は、家庭保育を重視する余り、就労と育児は二律背反の命題としてとらえられ、多くの婦人は育児の方の選択を余儀なくされていたといえる。しかしながら、就労と育児は必ずしも相対立するものではなく、また社会的に一方を婦人に押しつけるべきものでもない」というのである〔総論第2章2節2(1)〕。そして、これ以後、共稼ぎ（1975年版の厚生白書からは、基本的に「共働き」）や留守家庭については、「親と子の交流の機会」の減少は言われるもの、それほど表立っては問題にされなくなる<sup>(8)</sup>。

### 3 核家族化批判の登場－1970年代

このように、とくに1960年代後半は、共稼ぎが非行の原因として問題にされた時代だった。それは反面、育児に専念する母のいる核家族への信頼が前提にあったとも言える。問題なのは核家族のあるべき理念から逸脱した共稼ぎであり、核家族ではなかつたのである。

しかし、厚生白書は、1970年代に入ると、核家族の評価を大きく変える。とくに、「こどもと社会－児童憲章制定20年」と題する1971（昭和46）年版厚生白書は、核家族化が「家庭内の人間関係に新たな形態をもたらしつつある」とし、離婚の増加、親子の会話の不足、児童の養育に自信の持てない親、母親の育児ノイローゼ、子殺し、親子心中、教育ママ、過干渉、父親不在、ひとりっ子への保護過剰・溺愛、しつけの低下、情報化、テレビっ子等々、用語は多少違うものの、今日言われていることとほとんど変わらないような問題を列挙した。同時に、「直系家族的生活様式」では、しつけについて「家族構成員がそれぞれ役割を分担」していたと高く評価し、他方、今日では、きょうだいや祖父母との接触が減少し、多角的な人間関係の中で育つ機会やしつけが不足していると述べる。

もっとも、1971年版は、なお60年代を引きずっている。「世帯規模の縮小と核家族化」は、「必至である」とし、「わが国の場合は、家制度を中心とした直系家族的生活慣習が長い間支配的であったために、これらの変化に適応した新しい家庭がまだじゅうぶんに定着していない」という認識も示されているからである〔総論2章1節2〕。

しかし、1972（昭和47）年版以後になると、こうした記述はもはや見られなくなる。1972年版は、世帯規模の縮小や核家族化の進行は「単に家族の形態が変化したということにとどまらず、家庭の機能そのものにも変化を与えている」とし、「放任、過保護などにより、児童に対して家庭の果すべき本来の機能まで低下してきている」と述べる〔各論第4編1章1節〕。1975（昭和50）年版は、「核家族世帯の場合は、3世代世帯に比べると一般に家庭における児童の養育機能を低いものとしているといえよう」とすら言う〔総論第2章1節3(3)〕。

国際児童年に向けて出された1979（昭和54）年版厚生白書は、「核家族化と子供数の減少、これは親の関心を子供一人一人に集中させ、子供を大切にし過保護に育てる、子供に対して親の影響（長所・短所）が単純で直接的な働き方をする」と言う。そして、「時間と金にゆとりを生じ、それを子供へ過剰に打ち込む傾向、親の子供に対する甘やかし、過剰な期待と干渉、母親主導型父親従属型教育、子供のペット化、親子の情緒的結合の不足化などの傾向が言られている」と指摘する〔総論第2章第2節〕。

かくして、1970年初頭から、核家族化が家庭の教育機能を低下させたと捉えられ、その機能の低下を表すものとして、過保護・過干渉と放任が繰り返し指摘されるようになる。他方、3世代家族の複雑な人間関係が子どもの成長発達を阻害するといった1960年代の議論は一顧だにされないまま、直系家族の「複合」的構成こそが、逆に高く評価されるようになる。だが、不思議なことに、厚生白書ではこうした議論の直接的な根拠は全く示されていないのである<sup>(9)</sup>。

犯罪白書もまた、1970年代、共稼ぎと入れ替わりのように核家族化を問題視するようになる。犯罪白書に「核家族化」がはじめて登場するのは、1970（昭和45）年版である。同白書は、「いわゆる核家族化が進むにつれて、家庭は、愛情的結合の集団として、その機能は純粹化したが、一方ではその力が弱まり、ことに都市化の進展とともに、家庭の無力化ないし孤立化の傾向が顕著になってきている」とし、「家族の民主化」によって、「家族的紐帶」が「弱化」したと述べる。だが、1970年版は、核家族化そのものが非行を増加させたとは書いていない。「愛情的結合ないし人間関係に破たんがおこると、家庭の機能が失われ、子どもの健康な精神の発達を阻害し、あるいはその情緒を不安定にし、それが非行や、その他の逸脱行動の原因となる」と述べているように、非行の原因是、親と子の「人間関係」が破綻した場合に限定されている〔第3編1章2-3〕。

しかし、1971（昭和46）年版は、「都市化、核家族化等に伴う新しい病理現象の進行」と言い、「従来の研究においても、社会的・経済的変動がすすむにつれて、いわゆる中流家庭の多くに、核家族化や孤立化など、適応阻害の要件になる諸現象があらわれ、少年の非行化につながることを指摘しているものがある」と指摘している〔第3編1章2節1〕。

1972（昭和47）年版もまた、「都市化、核家族化などにともなう新しい家族病理現象の発生が注目されている」と述べ、1975（昭和50）年版は、核家族化の「進行が急激な場合、家庭の持つ

ている非行抑止機能を低下させるおそれがある。30年代以降の核家族化の急激な進行は、その期間における少年犯罪の動向と無縁ではないように思われる」と書いている〔第1編1章3節4〕。

こうして、犯罪白書でも、1970年代初頭から、その根拠が示されないまま、核家族化が非行の背景・要因と見なされるようになる<sup>(10)</sup>。1970年代はじめは、1964年の第2のピークを経た後の減少期、あるいは停滞期であったにもかかわらず、である。

#### 4 過保護と放任

それにしても、核家族化によって、なぜ家庭の養育機能が低下するというのか。それは、単に祖父母が同居していないからということではない。これまで見てきたように、過保護や過干渉、甘やかし、放任といった親の養育態度や家庭の教育機能が問題にされたのである。だが、過保護や過干渉と放任とは、かなり異質の問題のように思われる。

品川孝子は「親の態度と子供の問題」と題する1954年の論文で、問題のある親の養育態度として、拒否型、溺愛型、過保護、厳格、期待、矛盾、不一致を挙げているが、過保護については、「時間的にも経済的にも余裕があり、知識程度も相当の都会人に、この種のタイプが多い」と書いている（前掲津留宏他編『親子関係』）。また、樋口幸吉は、1965年の文献で、児童精神医学が注目してきた「少年を非行に取りたてる親子関係の障害」として、保護者の一方的な支配、厳格過ぎるしつけ、拒否、偏愛、干渉、無理解、完全癖、保護過剰、甘やかしすぎなどを挙げつつ、「最近のわが国では、保護過剰、教育のための干渉過剰、期待過剰などが特に問題として取り上げられている」と述べている（「非行の原因」牛島義友他編『講座家庭と学校第5巻問題児と少年非行』金子書房、122頁）。

つまり、かつて過保護や過干渉は、様々な親の問題の一つであり、しかも主に富裕な家庭の問題であった。それが、高度成長期に、核家族時代の豊かな家庭の問題として、一般化して捉えられるようになったのだろう。それに対し、放任は、1960（昭和35）年版犯罪白書で、虐待や酷使と並べられているように〔第4編2章1-1〕、子どもへの配慮や関心の薄い時代からある、いわば古典的な問題であった。

実際、前述の1979（昭和54）年版厚生白書は、「核家族化と子供数の減少」が、「親の関心を子どもひとりに集中させ、子供を大切にし過保護に育てる」傾向を生んだとし〔総論第2章2節〕、今泉信人は、核家族と少子家族は、「親が過保護や過干渉に傾きやすい」と述べている（「父一母一子の相互交渉と子どもの発達」祐宗省三編『子どもの発達と社会心理I家庭』金子書房、1982年、103頁）。

だが、はたして過保護や過干渉が非行の「普遍化」をもたらしたと言えるのか。1977（昭和52）年版犯罪白書は、「普通の家庭」の少年による犯罪、つまり、「少年非行の普遍化現象」の要因を究明する試みとして、犯罪少年の保護者の養育態度に関する調査を載せている〔第3編1章2節1〕。以後、この調査は1996（平成8）年版までほぼ毎年掲載されており、資料3はその一覧である。

## 資料3 非行少年の保護者の養育態度（犯罪白書）

調査年度	厳 格 (過干渉)	(溺 愛) 過保護	放 任	監督能力 な し	その他 不 明	備 考
1974／昭和 49	9.0%	22.1%	58.5%	2.9%	7.4%	
1975／50	8.7	17.4	61.7	3.8	8.4	
1976／51	7.6	15.8	59.5	4.5	12.5	
1977／52	10.0	15.9	58.7	5.1	10.4	
1981／56	8.0	17.1	59.3	3.1	12.5	
1982／57	9.7	16.6	58.5	3.3	12.0	
1983／58	9.4	17.1	56.2	2.6	14.7	
1984／59	8.7	19.7	52.5	3.2	15.8	調査項目変更
1985／60	10.4	17.4	49.7	4.2	17.9	
1986／61	12.9	14.9	51.2	4.5	16.5	下段は「養育態度不明」を除いた数値
	15.4	17.9	61.3	5.4	—	
1987／62	13.8	16.2	49.6	4.1	16.4	
	16.5	19.3	59.4	4.9	—	
1988／63	15.4	18.3	47.5	3.7	15.1	
	18.1	21.6	56.0	4.3	—	
1989／平成 1	14.0	22.4	46.7	3.4	13.4	
	16.2	25.9	54.0	3.9	—	
1990／2	17.6	26.3	51.6	4.5	—	養育態度不明を除く
1991／3	18.9	22.8	55.0	3.2	—	
1992／4	25.0	17.8	54.0	3.3	—	
1993／5	30.3	17.3	48.2	4.2	—	
1994／6	32.5	17.5	45.0	5.0	—	
1995／7	30.1	17.7	47.3	4.9	—	

法務省の特別調査。犯罪白書 1977（昭和 52）年版～1996（平成 8）年版より作成。

触法少年を除く。両親がいないか不明、または監護者が全くいない者を除く。

1978（昭和 53）年度～1980（昭和 55）年度調査については記載なし。

1984（昭和 59）年度調査において、「厳格・過干渉」は「厳格」、「溺愛・過保護」は「甘やかし・過保護」に変更。

1990（平成 2）年度調査から、養育態度不明を除いた数値。

1977年版犯罪白書は、この調査結果について、「最近においては、両親の健在や経済生活の安定など形式的要件は具備しているものの、子女に対する基本的な保護的・教育的機能に問題のある家庭が少なくなく、これが少年非行に密接に関連するに至っていると推論することができよう」と述べており〔第3編2節1(1)〕、これ以後の白書でも、ほぼ同様の指摘が繰り返されている。

確かに、犯罪白書の言うように、このデータから、犯罪少年の親の養育態度・機能に問題があることは分かる。しかし、ここから「普通の家庭」や「少年非行の普遍化現象」をどれほど読み取ることができるだろうか。このデータは、途中、集計方法や項目が変わるため、はっきりしない点もあるが、非行少年の保護者の養育態度として、最も多いのが「放任」であることは明らかである。その放任が1986年以降減少していることは、「普通の家庭」が増えていることを表しているのかもしれないが、なお半数近くを放任が占めていることをどう考えるか。また、過保護や甘やかしは、問題にされる割りに、一貫して少ない数値であり、かつ、減少傾向にある。一方、増加しているのは「厳格」で、1986年の15.4%から1995年の30.1%へとほぼ倍増している<sup>(11)</sup>。資料3の数値が、少年非行の「普遍化現象」を表しているとすれば、「普通の家庭」では、過保護や甘やかしや放任が減り、厳格な親が増えているということになる。

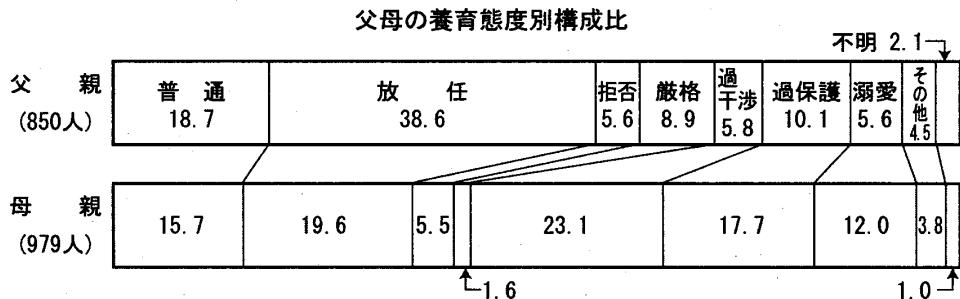
## 5 家庭内暴力

このように非行少年の保護者の養育態度において、過保護や甘やかしはわずかであるにもかかわらず、子どもを甘やかす過保護な親が増えているというイメージがまん延しているのはなぜなのか<sup>(12)</sup>。一つ考えられるのは、少年の「問題行動」が、「病理」をイメージさせるものへと拡大したからではないかと思われる。1970年代後半以降、マスコミを通じて、登校拒否・不登校、校内暴力、家庭内暴力、自殺、いじめなどが次々に問題にされた。それとともに「非行の一般化・普遍化」論が受け入れられていったが、非行の一般化論は、「非行的問題行動と神経症的問題行動を同一視する傾向を生み、そこから親子関係と子どもの問題行動の関係に対する誤解を生じさせている」と、速水洋は指摘している（前掲「『非行の一般化』論再考」110-111頁）<sup>(13)</sup>。

中でも、家庭内暴力は、1981（昭和56）年版の警察白書が、「家庭で暴力事件を起こした少年は学校の成績は比較的よく、家庭外では『いい子』で通っている反面、性格は内向的で神経質な者が多い」と述べていよいよ〔第5章2(2)〕、中流家庭で育った成績の良い「いい子」の「問題行動」を象徴するものとして社会に衝撃を与えた<sup>(14)</sup>。

犯罪白書に「家庭内暴力」が登場するのは、1980（昭和55）年版である。翌1981（昭和56）年版には、その前年度に「少年相談や少年の補導活動を通じて警察が把握した家庭内暴力少年」についての調査（資料4）が載っている。同白書は、この調査結果から、「家庭内暴力少年の両親の養育態度」として、「両親の放任、母親の過干渉・過保護が目立っている」と述べている〔第4編1章3節2〕。

## 資料4 家庭内暴力少年の父母の養育態度（1981年版犯罪白書）



注 1. 警察庁保安部の資料による。1980年度調査。

2. 「父親」には、母子家庭175人が、「母親」には、父子家庭46人が除かれている。

資料4と非行少年の保護者を分類した資料3（1981年の数値）とを比べると、家庭内暴の少年の親は、確かに、犯罪少年に比べ、厳格・過干渉、過保護・溺愛が多く、放任が少ない。厳格・過干渉、過保護・溺愛の合計は、非行少年の親15.1%に対し、家庭内暴力の父30.4%、母54.4%であり、他方、放任は非行59.3%、家庭内暴力の父38.6%、母19.6%である。家庭内暴力の場合は、非行に比べると、子どもとの関わりの欠如ではなく、その過剰さに特徴があると言えるだろう。

だが、その一方で、放任と拒否の合計が、父では44.2%、母でも25.1%あることをどう見るか。この点については、同白書に載っている家庭内暴力の類型がヒントになる。同白書によれば、①家庭内暴力のみの「純粹」な家庭内暴力は41.4%、②「登校拒否」を伴うケースが17.4%、③「不良交友、夜遊び、無断外泊などの非行がかなり目立って」いるケースが13.2%、④「家庭内暴力より先に非行があり、それを注意した親などに暴力を振るっている」ケースが28.1%。つまり、1980年度に警察が把握した「家庭内暴力少年」1025人のうち、4割以上が不良行為・非行をともなっている。

総理府青少年対策本部『家庭内暴力に関する調査報告書』（1980年）は、全国の少年補導センターが1978年1月から79年8月までの間に把握した1051のケースを分析している。この調査では、①の純粹型は19.1%、②20.8%、③17.5%、④42.6%で、純粹型は2割に満たず、他方、④の非行先行型が最も多く、4割を占めている。

鮎川潤は、家庭内で子どもが親に暴力を振るうことは「以前からいくらでもあった」、とりわけ、非行性を持った子どもが自分の思いどおりにならない場合などに、暴力をふるうことは、以前からあったという高橋義人の言葉を引きながら、④の非行が先行する事例を家庭内暴力に含めることに疑義を呈している。家庭内暴力は、こうした従来からある非行や暴力とは異なる特徴を持つものとして成立した概念のはずだったからである（前掲『新版少年非行の社会学』50頁）。

つまり、中流家庭の成績の良い「いい子」の病理という家庭内暴力のイメージは、①②にしか該当しない。その割合は、家庭内暴力の件数とされるもののうち、犯罪白書では約6割、青少年対策本部の調査では4割である。家庭内暴力の数値自体が、かなり水増しされたものであったことが分かる。そして、資料4に放任や拒否を特徴とする親が少なからず含まれているのも、非行

を含めた水増しされた数値であったことの反映ではないかと推測される。

もちろん、多くの事例研究が明らかにしているように、中流家庭では放任や拒否はないということではないし、過保護や過干渉に問題がないということでもない。だが、警察白書が一方では、家庭内暴力を「いい子」の問題行動として特徴づけ、他方で、その数値に非行を加えて水増ししたことは、子どもに甘く過保護な親が増えており、そうした過保護や甘やかしが、核家族化とともに親一般に広がっているかのような過大なイメージを作り出してきたのではないか。

実際、精神科医の清水將之は、家庭内暴力について、「この新しい現象は社会のけじめが崩れてしまっている、したがって、家庭のあり方も大きく変化してきているという事実と、決して無関係ではない」と述べ、しかも、「家庭内暴力という悲惨な事態をひきおこす可能性は、実はいまの時代、すべての青年が秘めているといってよい」と、その普遍性と危機感を煽った（『家庭内暴力』朱鷺書房、1979年、2-3頁）<sup>(15)</sup>。また、関力は、家庭内暴力と校内暴力はともに「躾の失敗」であるとし、その「根底には、『父性原理の低下』『核家族化』が横たわっていないだろうか」と述べている（「家庭内暴力、学校内暴力に対する一考察」日本社会心理学会『年報社会心理学』第22号家庭崩壊と社会心理学』勁草書房、1981年、157頁）。1980年代、家庭内暴力は普通の家庭の新たな病理として注目されたが、そうしたかなり無茶な一般化論を支えたのが、核家族化、つまりは、躾のできない過保護な親の増加という言説だっただろう<sup>(16)</sup>。

### おわりに

1960年代半ばに、少年犯罪の検挙数が戦後第2のピークを迎えると、犯罪白書では「貧困家庭」や「欠損家庭」「崩壊家庭」に代って、中流家庭や両親のそろった家庭の少年非行の増大が言われるようになった。この当時、こうした非行の要因として、戦後の価値観の転換による親の権威や自信の喪失が挙げられるとともに、新たな機能的欠損として共稼ぎが批判された。だが、「普通」の家庭に育った少年非行の急増は、速水洋が指摘するように、家庭や親の状況に关心を寄せた統計の新たな枠組みが生み出したものだった。

1970年代に入ると、かつて人類に普遍的で近代的な家族形態であると捉えられていたはずの核家族が、家庭の養育機能を低下させ、非行の一般化・普遍化をもたらした要因と捉えられるようになる。1970年代はじめは、第2のピークが過ぎて非行が減少し、70年代半ば以降は、それまでわずかに上昇していた子どものいる家庭の核家族率が横ばいになった時期である。こうした時期に核家族化が批判されるようになったのは、核家族化によって少年非行が増加したのではなく、非行の普遍化・一般化論が、この時期、核家族化という格好の根拠を発見したというべきだろう。

以後、核家族化は、非行のみならず、家庭内暴力や校内暴力、不登校、いじめなど、70年代後半以降、社会の注目を集めようになつた様々な教育問題、家族問題、青少年問題の原因・背景として拡大解釈されていく。そして、そのことが非行・犯罪と「神経症」的な現象とを混同させ、その混同がまた核家族化論を補強してきた。

このような核家族化論にそれなりのリアリティを与えてきたのは、核家族化によって親が過保

護になり、子どもを甘やかし、しつけが低下したという認識だろう。過保護こそは、核家族時代の親の養育態度の典型と見なされ、それゆえ過保護は今日の親一般の問題として捉えられてきた。しかし、普通の家庭の子の非行が増大したはずであるにもかかわらず、非行少年の親の養育態度としては、過保護は一貫して少なく、増えているのは意外にも厳格な親である。つまり、犯罪白書のデータを見る限り、親の過保護や甘やかしが少年犯罪の主な原因であるとか、過保護な親が増えたから非行が一般化したなどと言うことはできない。

にもかかわらず、核家族化が戦後一貫して進んでいるかのような言説が（あえて）繰り返されてきたのはなぜか。速水洋は非行の一般化論は、「誰でも非行少年になりうる」という状況をもとに、いかにそれを予防し、統制していくかという非行予防的・行政政策的視線から、社会統制の方向で利用される」と指摘している。白書が核家族化を非行の背景に挙げるのは、非行の原因や責任を今日の親一般に帰すことで、親の危機感や不安を煽り、非行の予防を図ろうとするものだろう。同時に、速水は、非行の一般化論によって、「その不当な権力性・差別性を論じる」という、イデオロギー性の強い議論が生まれる」とし、その狭間で、「個別の原因論にもとづく個々の少年非行の遭遇論がそっくり抜け落ちていく」と言う（「家庭崩壊をどうとらえるか」菊池和典・堀口守編『家庭崩壊と非行』学事出版、1983年、20頁）<sup>(17)</sup>。

1970年代から言われ出し、今日もなお繰り返される核家族化言説は、親たちに必要以上の危機感や不安を与えるとともに、困難を持つ現実の子どもの支援や救済を等閑視するという意味で、二重に罪深い。

### — 注 —

- (1) 『厚生白書』は1956年版から発行されている。厚生労働省の「白書データベース」で検索(<http://www.hakusyo.mhlw.go.jp/wp/index.htm>)。法務省『犯罪白書』は1960(昭和35)年版から(<http://hakusyo1.moj.go.jp/>)、警察庁『警察白書』は、1973(昭和48)年版から発行(<http://www.npa.go.jp/hakusyo/index.htm>)。「電子政府の総合窓口」から、法令や白書・答申・調査などの官庁統計・文書にアクセスできる(<http://www.e-gov.go.jp/>)。なお、〔 〕の中は引用した白書の章、節。
- (2) 本田由紀も、1960年代の核家族率の上昇は、「夫婦のみ」の世帯の増加によるもので、親と子からなる「二世代家族の比率にはそれほど変化が見られない」と分析する。1960年代は核家族化によって子どもの教育に専心する「教育ママ」が登場した時代と言われるが、本田はこうした分析に根拠のないことを明らかにしている（「『教育ママ』の存立事情」藤崎宏子編『シリーズ家族はいま…2親と子』ミネルヴァ書房、2000年、168-169頁）。
- (3) 当時、このような核家族論を痛切に批判したのは山室周平である。山室は1968年の論文で、「最近の風潮のなかには、核家族が理想の家族であるかのごとき印象を与えるものもあるが、私にはそれほど充分な根拠があるとも思えないし、かえって危険性があるとさえ考えている」と書いている（『山室周平著作集家族学説史の研究』垣内出版、1987年、346頁）。松原の核家族論は、山室からすれば、核家族の外にいる人々を見ないまま、それらの人々に「規格化された、単一の理想」を押し付ける理論であった。1970年

代に入ると、核家族批判が優勢になるが、それはこうした山室の指摘とは全く別の文脈である。

千田有紀は、核家族の理想化、普遍化が「非嫡出子」差別を強化し、生物学的決定論に基づく性役割を適合的、機能的なものと見なしてきたと指摘している。「『核家族』とはどのような問題か」広田照幸編『〈きょういくのエポケー〉第1巻〈理想の家族〉はどこにあるのか?』教育開発研究所、2002年。

(4) 高度経済成長期以前の農村の直系家族では、祖母が子守をしていただけでなく、育児のオピニオンリーダーだった。この点で、今日の3世代家族と大きく異なっているのであり、今の祖父母をイメージして、「昔は祖父母がいたから…」などというのは、誤解を孕んでいる。渡辺秀樹「戦後日本の親子関係」目黒依子・渡辺秀樹編『講座社会学2 家族』東京大学出版会、1999年、参照。

1966年に出された井坂行男編『家庭教育講座2 新しい家族関係のあり方』(暁教育図書株式会社)には、次のような質問が取り上げられている。当時の家庭の关心や課題を表すものとして興味深い。「子どものしつけや指導は祖父母と両親とどちらが中心になって当たるべきでしょうか」「祖父母が子どもの指導を適切にできるようにするには、どうしたらよいでしょうか」「うちの子は、わがままで、いくじなしですが、おばあさんが育てたためでしょうか」。

(5) この「享楽追求のための犯罪」は、後に「遊び型」非行と言われるようになる。矢島正見によれば、「遊び型」非行は、1971年に警察庁が使い始めたという(「『遊び型』非行の概念的考察」日本犯罪社会学会『犯罪社会学研究』第5号、1980年)。1982(昭和57)年版の警察白書は、少年非行を「暴力型」「初発型」「好奇心型」の3つに分け、「遊び型」を「初発型」へと改称した。同白書によれば、「初発型非行とは、万引き、オートバイ盗、自転車盗、占有離脱物横領にみられるように、犯行の手段が容易で、動機が単純であることを特徴とする非行であるが、最近著しく増加しているばかりでなく、他の様々な本格的な非行へ深化していく危険性が高い非行である」という〔第2章1(2)〕。1970年代の「遊び型」という分類は「規範意識の欠如ないしは希薄さを基調とする反社会的行動」(1975年版犯罪白書)として、少年のモラル低下への危機感を強調するのに対し、1980年代の「初発型」はモラルの低下を前提にしつつ、「本格的な非行へ深化していく危険性」を喚起するものであると言えるだろう。

(6) 1967(昭和42)年版犯罪白書では、「少年犯罪の背景」として、学校、職業、地域社会とともに、「家庭と犯罪少年」という項が初めて設けられた。その後、地域と職場の項目がなくなり、1980(昭和55)年版以降になると、非行の背景として取り上げられるのは、家庭と学校のみとなる。

(7) 速水は、「非行の一般化」の傾向は、「もともと存在しなかったか、あるいはすでに終了してしまった現象」であると結論づける(「『非行の一般化』論再考」122頁)。1997(平成9)年版犯罪白書は、1980年代以降、実父又は実母だけの家庭の割合が増えると述べているが、同白書に載っている1995年の実父母率69.9%は、1965年の73.3%よりも低い。

(8) とはいっても、共働き、つまりは母親の就労を問題視する見方は根強く残る。友田泰正は、1990年の文献で、出稼ぎや共働きを「疑似欠損家庭」とする議論や、「核家族・少子家族」まで非行の要因とみなす議論は、「おそるべき暴論」だとしつつ、「筆者は、母が誇りをもって働くことができれば、共稼ぎは何の問題も生じないことを強調したが、それはいまなお、少数意見である」と書いている(「家庭崩壊と非行」片山義弘編『メンタルヘルスシリーズ家庭崩壊』同朋舎、146、148頁)。なお、注(12)にあげた内閣府の非行に関する世論調査では、1988年調査から非行原因として「親子の会話、ふれあいが少ない」という答えが増えるが、そうした世論の背景には共働きへの危惧があるのではないかと思う。

(9) たとえば、1979年版厚生白書が根拠として挙げているのは、経済企画庁「家庭生活に関する調査」(1979年)だが、これは、しつけが「今日と比べて昔の方がよく行われていた」と思う者が、「このごろの方がよく行われている」と思う者よりも多いといった意識調査にすぎない。

- (10) 麦島文夫を中心に3回にわたって行なわれた総務庁青少年対策本部の「非行原因に関する総合調査」では、非行少年と一般少年の家族形態の比較が行われている（1977、1988、1998年）。麦島は非行のない一般群では3世代家族の割合が高いことから、「現在のわが国では3世代家族であることが、反非行化要因として認められよう」と述べている。だが、非行群において、2世代家族の割合が高いのは、父のみ、母のみの家庭が多いためであり、両親と子の2世代家庭の割合は非行群と一般群でほとんど変わらない。麦島も「単身家族であることが、この20年余の間中学生の非行化の要因になっていた」と指摘しており、核家族化とともに両親そろった家庭の子の非行が増え、非行が一般化したといった白書の議論は妥当しない（第Ⅲ部調査結果の分析、第1章 <http://www8.cao.go.jp/youth/kenkyu/hikou3/pdf/0-1.html>）。
- (11) 2005（平成17）年版犯罪白書に載っている非行少年を対象とした調査では、親の養育態度として「厳し過ぎる」と答えたものが最も多く、それは1990年の調査以来変わらない〔第4編3章1節2〕。
- (12) 内閣府の非行に関する世論調査では、非行の原因は家庭にあるとする答えが最も多く、「しつけが不十分」と「親が子供を甘やかしすぎている」と答える割合が高い。一方、「放任」はこれらよりは少なく、「厳しすぎる」はわずかである。こうした世論調査は、「非行原因についての示唆を与える以上に、政治的ポリシーの課題として、非行への対策をどこに向けるべきかの指針になっていると見るべきであろう」と麦島文夫は指摘している（『非行の原因』東京大学出版会、1990年、63頁）。青少年非行問題に関する世論調査（1983年）、少年非行問題に関する世論調査（1988年）、少年非行問題に関する世論調査（1995年）、青少年の非行等問題行動に関する世論調査（1998年）、参照。これらの調査結果は、内閣府のホームページで閲覧することができる（<http://www8.cao.go.jp/survey/index-all.html>）。
- (13) 速水洋は前掲論文で、「母子密着」論は、「それが子どもの問題発生の共通基盤としての性格を持つことを強調することにより、子どもの問題というものが、神経症であれ、自殺であれ、暴走族問題であれ、一律に捉えられるかのような錯覚を与えている。ここで、非行少年は、一般少年を超えて、内向的な神経症型の少年とも同一視されるに至っている」と指摘している（123頁）。核家族化とともに問題にされてきた「母子密着」論が、非行と「神経症」との混同をもたらし、その普遍化論を支えてきたのである。
- なお、滝川一廣は、精神医学や臨床心理学が、かつて登校拒否を「神経症」として捉えてきたのは、登校拒否を精神病や怠学といった誤解から守るためにあったという。滝川によれば、人間関係が葛藤的・非調和的なものになったとき、「心理的な失調や不適応な行動」が現われることがあるが、「そこには葛藤や非調和がより大きな破綻に進む危険性から心を護ろうとする合理的・合目的なメカニズムが潜んでいるばかりが少くない」。こうした「心の現象」の総称が「神経症」だという。「不登校はどう理解されたか」佐伯胖他編『岩波講座現代の教育4いじめと不登校』岩波書店、1998年、172頁。
- (14) 鮎川潤によれば、次のような事件が家庭内暴力として社会の注目を集めた。1977年開成高校生を父親が殺害した「開成高校生殺人事件」、1979年早稲田高等学院の高校生が祖母を殺し、自殺した「祖母殺し高校生自殺事件」、1980年予備校生が両親を殺した「金属バット両親殺人事件」、1981年堀越高校生徒を父親が殺した事件、1982年神戸の甲南高校生徒を父親が刺殺した事件。鮎川潤は、このうち、最も注目を集めた「祖母殺し高校生自殺事件」と「金属バット両親殺人事件」は、少年が家庭内で持続的に暴力を振るっていたわけではないため、尊属殺ではあっても、家庭内暴力には含まれないと言う。前掲『新版少年非行の社会学』38-39頁。
- (15) もっとも、清水将之は1983年の論文で、家庭内暴力を「新種の青年期特有の疾病」と捉えるべきのかどうかは「即断し難い」と述べている。また、「第二次世界大戦後核家族化が進行し、育児法、家政等に関する伝承が喪われ、さまざまな弊害が生じてきたと、数多く語られてきた。しかし、同居祖父母の孫溺愛に子ども世代の神経症的障害の成因を求める論者も、同時に少なからず存在しているのも、忘れては

ならない」とも指摘している（「家庭内暴力」『岩波講座精神の科学7家族』岩波書店、1983年、185、186頁）。

若林慎一郎も、家庭内暴力の家族構成について、「核家族が多いという意見もあるが、一般家庭と大差がないようである。また、同胞数、出生順位などについても顕著な特徴は認められていない」と書いている。若林慎一郎・本城秀次『家庭内暴力』金剛出版、1987年、57頁。

(16) 家庭内暴力は1980年代後半になると年間1000件を下回り、1996(平成8)年版の688件を最後に、警察白書の本文には記載されなくなる(統計資料としてのみ記載。犯罪白書ではその後も取り上げられる)。家庭内暴力は2000(平成12)年に再度増えて、以後年間1000件を超える。だが、今のところ家庭内暴力がかつてのように大きく問題にされる様子はない。うがった見方をすれば、家庭内暴力は1970年代末から80年代前半のように、新たな現象として世論や親の危機感を煽り立てるだけの喚起力がなくなっているのだろう。

(17) 速水のこうした指摘の背景には、ラベリング論に対する批判がある。ラベリング論は、「欠損家庭」や「貧困家庭」に非行が多いと問題にすることが、貧困家庭や一人親家庭へのレッテル貼りになり、偏見や差別を生むことにつながると捉える。確かに、ラベリング論の言うような危険性は十分あるし、そうした現実もある。ラベリング論からすれば、非行少年の社会階層や家族関係の分析は、古くさくて差別的な実証主義であり、それゆえ(おそらく意に反して)、ラベリング論は非行の一般化論に親和的なものとなる。しかし、家庭裁判所の調査官として非行少年の指導にあたる速水からすれば、非行の一般化論は現実に反するばかりか、非行少年の処遇の改善や指導につながらない机上の理論ともなりうる。

滝沢一廣は、不登校の子どもの性格特性を取り上げるのは、不登校の原因を「個人病理」に帰すものだとする見方に対して、次のように述べている。「不登校なる行動とその行動の主体者のパーソナリティとの間になんらかのつながりを探るアプローチ自体が誤っているわけではない。両者に『相関』が見出だせることと、倫理的にその個人の『せい』にすることを混同しなければよいのである」(前掲「不登校はどう理解してきたか」168頁)。

筆者もそう思う。問題なのは、貧困家庭や一人親家庭が直面している現実の困難を分析し、指摘することではないはずである。貧困家庭や一人親家庭に困難をもたらしている現実と、そうしたこと口にすること自体が差別や偏見になってしまふ現実こそが問題なのである。しかも、核家族化を根拠とする非行の一般化論が、一人親家庭に対する偏見の解消や、支援の拡充につながってきたとはとても思えない。一人親家庭の子の非行もまた、核家族化による家庭の機能低下という一般化論の中に組み込まれてきたのである。

なお、厚生労働省の白書のデータベースで検索すると、「欠損」という言葉が使われているのは、1979(昭和54)年版までである。1989(平成元)年版から「一人親」、1996(平成8)では「シングルマザー」や「単親」という言葉が使われている。「母子家庭」は一貫して使われているが、「父子家庭」が登場するのは、1979(昭和54)年版からである。